

いつまでも暮らしたい鳥取市

～共に生きる地域づくり～

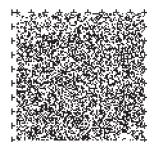
概要版

第6期鳥取市障がい福祉計画

第2期鳥取市障がい児福祉計画

令和3年3月

鳥取市



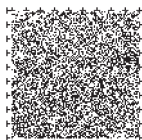
## 計画の策定の趣旨

鳥取市では、平成27年に令和5年度までを計画期間とする「鳥取市障がい者計画」を策定し、「いつまでも暮らしたい 鳥取市～共に生きる地域づくり～」を基本理念として、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進しています。

また、障がいのある人への施策をきめ細やかに推進するため、平成29年度に策定した「第5期鳥取市障がい福祉計画（H30～R2）」が令和2年度に計画期間を終了することから、「第6期鳥取市障がい福祉計画」を策定いたしました。第6期計画は、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービスや相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策や地域生活支援事業の提供体制を定めるものです。

また「第2期鳥取市障がい児福祉計画」では、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援を円滑に実施するため、令和3年度から令和5年度までの障害児通所支援や障害児相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策を定めるものです。

これらの2つの計画は、幼少期の障害福祉サービスと成年後の障害福祉サービスを切れ目なく継続して支援するため、互いに密接にかかわるものであり、一体のものとして策定します。



## 計画の位置づけ

「第6期鳥取市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」として策定する障害福祉サービス等の提供に関する実施計画です。また、「第2期鳥取市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」として策定する障害児通所支援等の提供に関する実施計画です。これらの計画は、「鳥取市障がい者計画」の「生活支援」分野に関する事項における、障害福祉サービス、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画として位置づけられるものです。

### 障害者基本法に基づく 鳥取市障がい者計画

生活支援

保健・医療

教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興

雇用・就業経済的自立の支援

生活環境

情報アクセス・コミュニケーションの支援の推進

安全・安心

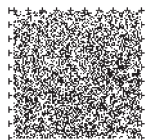
差別の解消及び権利擁護の推進

行政サービス等における配慮

### 障害者総合支援法に基づく 第6期鳥取市障がい福祉計画

### 児童福祉法に基づく 第2期鳥取市障がい児福祉計画

- 鳥取市障がい者計画の「生活支援」分野の実施計画として策定
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画
- 各年度における障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量、及び確保の方策等を定める計画

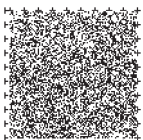


# 計画の期間

「第6期鳥取市障がい福祉計画」は、3か年を1期とする計画であり、第5期計画期間（平成30年度～令和2年度）の実績を踏まえ、第6期計画として、令和3年度～令和5年度までを計画期間とします。

また、「第2期鳥取市障がい児福祉計画」は、障がい福祉計画と同様に3か年を1期とする計画であり、第1期計画期間（平成30年度～令和2年度）の実績を踏まえ、第2期計画として、令和3年度～令和5年度までを計画期間とします。

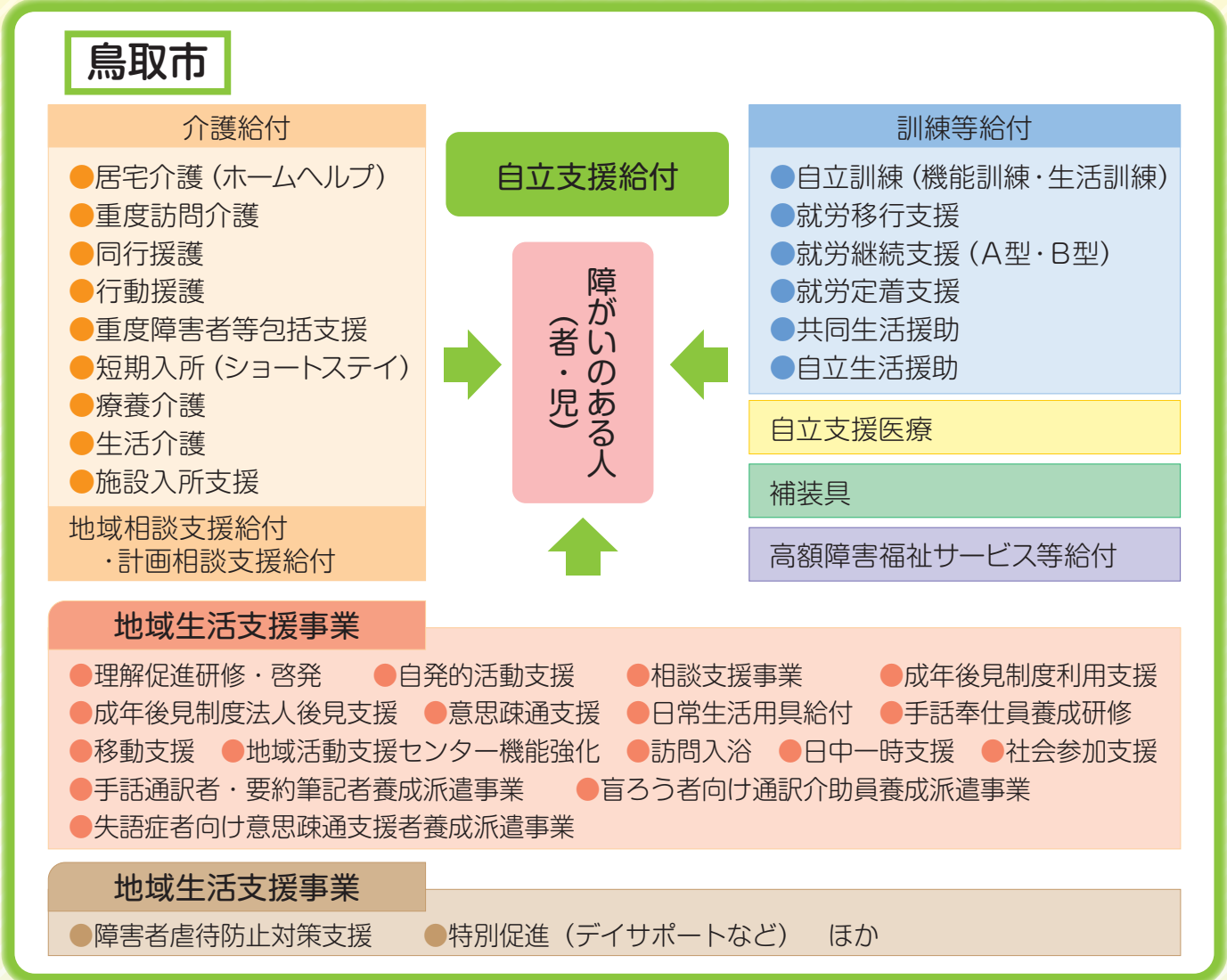
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障 害 者 基 本 法	<div style="border: 1px solid #f08080; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">鳥取市障がい者計画</div> <p>○障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画 (第11条第3項)</p>								
障 害 者 総 合 支 援 法	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid #add8e6; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">           第4期 鳥取市障がい福祉計画         </div> <div style="border: 1px solid #add8e6; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">           第5期 鳥取市障がい福祉計画         </div> <div style="border: 1px solid #add8e6; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">           第6期 鳥取市障がい福祉計画         </div> </div> <p>○障害福祉サービスの提供体制の確保や障がい者へのサービス提供等の業務の円滑な実施に関する計画（第88条）</p>								
児 童 福 祉 法	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid #f08080; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">           第1期 鳥取市障がい児福祉計画         </div> <div style="border: 1px solid #f08080; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">           第2期 鳥取市障がい児福祉計画         </div> </div> <p>○障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や障がい児へのサービス提供等の業務の円滑な実施に関する計画（第33条の20）</p>								



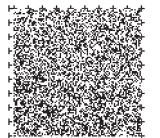
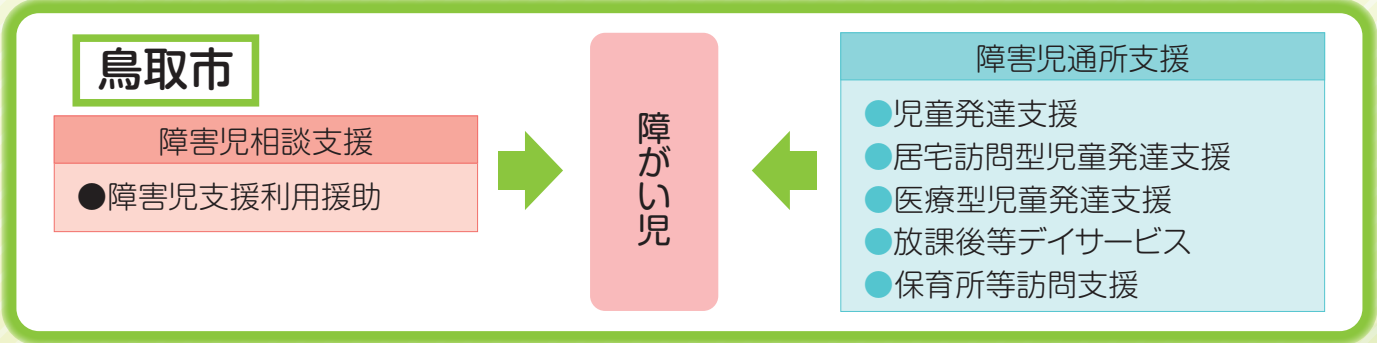
# 障害福祉サービス・障害児通所支援等の体系

● 障害者総合支援法に基づく事業

(1) 障害者総合支援法に基づく事業の全体像は、図のとおりです。



(2) 児童福祉法に基づく事業の全体像は、図のとおりです。

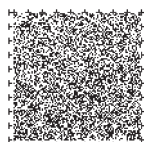


## 第6期 鳥取市障がい福祉計画

### (1) 令和5年度の数値目標

本市では、国の指針に基づき、福祉施設入所者の地域生活への移行促進、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備して障がいのある人の生活を支える地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、本市の実情を勘案するとともに、現状分析に基づいて、令和5年度末の目標数値を設定します。

目 標	実績	目標値		
	R 元年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末
①施設入所者の地域生活への移行				
地域移行者数	－	5人	累計10人	累計15人
施設入所者数の削減	363人	2人減 (361人)	累計4人減 (359人)	累計6人減 (357人)
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築				
協議の場の開催回数	年2回	年2回	年2回	年2回以上
協議の場への関係者の参加者数	23人	25人	25人	25人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	－	－	－	年1回
③地域生活支援拠点等における機能の充実				
地域生活支援拠点の設置	－	1か所	1か所	1か所
運営状況の検証・検討	－	年1回以上	年1回以上	年1回以上
④福祉施設から一般就労への移行等				
ア) 一般就労への移行者数	年間27人	年間35人	年間35人	年間35人
イ) 就労移行支援事業からの移行者数	年間1人	年間2人	年間2人	年間2人
ウ) 就労継続支援A型からの移行者数	年間1人	年間2人	年間2人	年間2人
エ) 就労継続支援B型からの移行者数	年間25人	年間31人	年間31人	年間31人
⑤相談支援体制の充実・強化等				
総合的・専門的な相談支援の実施（基幹相談支援センターの設置）	設置	設置	設置	設置
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（研修会の開催）	－	年1回	年1回	年1回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（自立支援協議会の部会等の開催）	－	年12回	年12回	年12回
⑥障害福祉サービスの質の向上				
ア) 研修会への参加人数	－	3割以上	3割以上	3割以上
イ) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	－	年1回	年1回	年1回
ウ) 指導監査結果の関係市町村との共有（事務担当者会の実施）	－	年1回	年1回	年1回



## (2) 第6期鳥取市障がい福祉計画における重点施策

### ① 相談支援事業の充実強化

障害福祉サービスは、多岐にわたり、また、サービス利用希望者の身体状況や家族状況によってもその内容は異なります。窓口となる一般相談、そして具体的なサービス利用に結び付けるための調整を行う計画相談の体制整備をさらに進めていきます。

また、平成27年に設置した鳥取市基幹相談支援センターが、困難事例や各相談支援事業所の調整機能を担うことで、相談支援体制の連携強化や提供サービスの質の向上を図り、障がいのある人やその家族の自立した生活を支援します。

その他、地域生活支援拠点等の整備に係るコーディネーターを配置し、24時間体制での緊急時の相談その他必要な支援を行う機能を構築します。

さらに、近年増加傾向にある精神障がいのある人やいわゆる「ひきこもり」者への対応についても、これらの事業所と本市保健師との連携を密にして、引き続き対応していきます。

### ② 就労等への支援

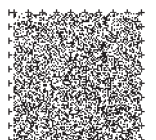
障がいのある人が自立し、生きがいを持って生活していくためには経済的な充足も重要です。障害福祉サービスの就労継続支援事業所では、単に利用者が通所して時間を過ごすだけでなく、それぞれに適した作業内容が適切に行われているか、賃金（工賃）に結び付いているかどうかなど、事業所の自主的で質の高いサービス提供体制が整うよう、先進事例の紹介や個別指導等により着実に進めていきます。

また、鳥取県、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター「しらはま」、相談支援事業所などの関係機関との連携により、就労移行支援事業を通じて一般就労へとつなげていく事業所の支援を進めるとともに、就労への定着を促進していきます。

## ○ 障害福祉サービスの見込量

### ● 訪問系サービス（介護給付）

区 分		R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	利用者数 / 月	327 人	330 人	333 人
	利用時間数 / 月	5,179 時間	5,183 時間	5,187 時間
重度訪問介護	利用者数 / 月	6 人	6 人	6 人
	利用時間数 / 月	615 時間	623 時間	631 時間
同行援護	利用者数 / 月	26 人	26 人	26 人
	利用時間数 / 月	327 時間	353 時間	381 時間
行動援護	利用者数 / 月	1 人	1 人	1 人
	利用時間数 / 月	9 時間	9 時間	9 時間
重度障害者等包括支援	利用者数 / 月	0 人	0 人	0 人
	利用時間数 / 月	0 時間	0 時間	0 時間
合 計	利用者数 / 月	360 人	363 人	366 人
	利用時間数 / 月	6,130 時間	6,168 時間	6,208 時間



● 日中活動系サービス（介護給付）

区 分		R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	利用者数 / 月	668 人	675 人	682 人
	利用時間数 / 月	11,863 人日	11,886 人日	11,909 人日
療養介護	利用者数 / 月	49 人	49 人	49 人
短期入所 （福祉型）	利用者数 / 月	12 人	9 人	7 人
	利用時間数 / 月	76 人日	54 人日	39 人日
短期入所 （医療型）	利用者数 / 月	5 人	3 人	2 人
	利用時間数 / 月	70 人日	54 人日	42 人日

● 日中活動系サービス（訓練等給付）

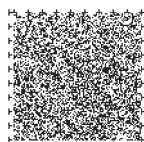
区 分		R3年度	R4年度	R5年度
自立訓練 （機能訓練）	利用者数 / 月	1 人	1 人	1 人
	利用時間 / 月	24 人日	26 人日	28 人日
自立訓練 （生活訓練）	利用者数 / 月	16 人	16 人	16 人
	利用時間 / 月	215 人日	277 人日	356 人日
就労移行支援	利用者数 / 月	10 人	10 人	10 人
	利用時間 / 月	87 人日	63 人日	46 人日
就労継続支援 （A型）	利用者数 / 月	119 人	119 人	119 人
	利用時間 / 月	2,511 人日	2,578 人日	2,647 人日
就労継続支援 （B型）	利用者数 / 月	1,083 人	1,106 人	1,130 人
	利用時間 / 月	19,981 人日	20,973 人日	22,014 人日
就労定着支援	利用者数 / 月	1 人	1 人	1 人

● 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

区 分		R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数 / 月	234 人	237 人	240 人
施設入所支援	利用者数 / 月	358 人	356 人	354 人
自立生活援助	利用者数 / 月	9 人	11 人	13 人

● 相談支援

区 分		R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	利用者数 / 月	539 人	560 人	582 人
地域移行支援	利用者数 / 月	4 人	8 人	16 人
地域定着支援	利用者数 / 月	1 人	1 人	1 人

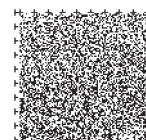




## ○ 地域生活支援促進事業

### 【サービスの見込量】

事業		R3年度	R4年度	R5年度
<b>●必須事業</b>				
相談支援事業				
障害者相談支援事業	事業所数 / 相談員数	8 か所 / 19 人	8 か所 / 19 人	8 か所 / 20 人
基幹相談支援センター	—	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業	件数 / 年	5 件	6 件	7 件
成年後見制度利用支援事業助成	件数 / 年	30 件	32 件	35 件
意思疎通支援事業等				
手話通訳者派遣事業	件数 / 年	3,200 件	3,200 件	3,200 件
	実依頼件数 / 年	100 件	100 件	100 件
要約筆記者派遣事業	件数 / 年	90 件	90 件	90 件
	実依頼件数 / 年	5 件	5 件	5 件
手話通訳者設置事業	件数 / 年	4,900 件	4,900 件	4,900 件
(設置手話通訳者数)	人	5 人	5 人	5 人
手話奉仕員養成事業	研修受講者数	20 人	20 人	20 人
登録手話通訳士・通訳者	人	27 人	28 人	29 人
日常生活用具給付等事業	件数 / 年	5,152 件	5,152 件	5,152 件
移動支援事業 (個別支援型)	利用者数	101 人	103 人	105 人
地域活動支援センター機能強化事業	事業所数	1 か所	1 か所	1 か所
	利用者数 / 年	380 人	380 人	380 人
<b>●任意事業</b>				
訪問入浴サービス事業	利用者数 / 年	7 人	7 人	7 人
生活支援事業 (さわやかサロン等)	実利用者数 / 年	56 人	58 人	60 人
日中一時支援事業	利用者数 / 年	75 人	77 人	79 人
	人日 / 年	3,375 人日	3,465 人日	3,555 人日
点字・声の広報等発行事業	月 1 回発行	月 1 回発行	月 1 回発行	月 1 回発行
<b>●地域生活支援促進事業</b>				
デイサポート事業	利用者数 / 年	21 人	21 人	21 人



## ○ 権利擁護施策の推進

成年後見制度は、知的障がいや精神疾患等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な障がいを有する方に対し、本人の意思を尊重しながら成年後見人等がその判断能力を補うことでその人の生命財産を擁護しようとするもので、これまでの取り組みを拡充し利用促進に努めます。また、この計画をもって「成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねることとします。

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、保健・医療・福祉と司法を含めた権利擁護支援体制「地域連携ネットワーク」及び「中核機関」の体制整備を行います。

### 【サービスの見込量】

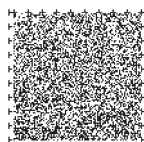
区 分	実績	目標値		
	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
権利擁護支援センターの相談受付	298 件	300 件	300 件	300 件
成年後見制度利用支援事業（申立費用）	1 件	1 件	1 件	1 件
成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）	29 件	30 件	32 件	35 件
後見開始の審判の市長申立て	5 件	5 件	6 件	7 件

## 第 2 期 鳥取市障がい児福祉計画

### (1) 令和 5 年度の数値目標

本市では、国の基本指針に基づき、障がい児の健やかな育成や日常的に医療を要する等の専門的な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備の観点から、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るため、本市の実情を勘案するとともに、現状分析に基づいて、令和 5 年度末の目標数値を設定します。

目標		実績	目標値		
		R元年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
障がい児支援の提供体制の整備等					
①	児童発達支援センターの設置	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②	保育所等訪問支援体制の構築	4 事業所	4 事業所	4 事業所	4 事業所
③	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所	1 事業所	2 事業所	2 事業所
		放課後等デイサービス事業所	1 事業所	2 事業所	2 事業所
④	医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	設置	設置	設置
⑤	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	配置	配置	配置	配置



## (2) 第2期鳥取市障がい児福祉計画における重点施策

### ○ 切れ目のない支援体制等の構築

保健、医療、保育、教育、就労支援等の各関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業、障害福祉サービスへの移行まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図るとともに、重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実を図ります。

### ○ 障害児通所支援サービスの見込量

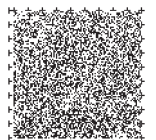
区 分		R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	利用者数 / 月	70人	71人	72人
	利用人数 / 月	731人日	741人日	752人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 / 月	1人	1人	1人
	利用人数 / 月	5人日	5人日	5人日
医療型児童発達支援	利用者数 / 月	12人	12人	12人
	利用人数 / 月	60人日	60人日	60人日
放課後等デイサービス	利用者数 / 月	320人	340人	360人
	利用人数 / 月	4,445人日	4,723人日	5,000人日
保育所等訪問支援	利用者数 / 月	40人	42人	44人
	利用人数 / 月	44人日	47人日	49人日
障害児相談支援	利用者数 / 月	125人	135人	145人
医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	人	30人	35人	40人

### ○ 障がい児に対する「子ども・子育て支援等」の提供体制の整備におけるサービスの見込量

区 分	R3年度	R4年度	R5年度
第1号認定	24人	24人	24人
第2号認定	110人	110人	110人
第3号認定	8人	8人	8人
放課後児童健全育成事業	121人	130人	135人

### ○ 発達上の困難を抱える児童への相談体制・療育体制の整備

発達に障がいのある、又はその疑いのある児童への早期からの適切な支援を進めるため、「鳥取市子ども発達支援センター（あいぽっぽ）」に発達支援コーディネーター、心理相談員、保育士、就学相談員、教諭等の専門職員を配置し、発達相談や就学・教育相談を行うほか、保育所等から学校へのスムーズな移行支援等を含む、保健・福祉・教育との連携や、家族支援、地域への発達障がいに関する理解を深める啓発活動等の支援を進めます。



概要版

第6期鳥取市障がい福祉計画

第2期鳥取市障がい児福祉計画

令和3年3月

編集・発行／鳥取市福祉部障がい福祉課

〒680-8571 鳥取市幸町7 1 番地  
電話(0857)30-8217  
FAX(0857)20-3907

